

2024年11月

経理ご担当者様

株式会社ニコン
〒140-8601 東京都品川区西大井 1-5-20

株式会社ニコンビジネスサービス
〒140-0015 東京都品川区西大井 1-7-11

適格請求書発行事業者登録番号印字間違いについて（通知）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

この度、ニコンミュージアムのグッズ券売機より発行しました領収書において、記載内容に誤りがございました。つきましては、下記のとおり訂正をさせていただきます。
このような事象が再び発生しないよう再発防止に努めて参る所存です。引き続き、ニコンミュージアムをご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

対象： ニコンミュージアムグッズ券売機より発行した領収書
対象期間： 2024年10月12日～2024年11月21日 発行分
対象情報： 事業者名および適格請求書発行事業者登録番号（登録番号）

【誤】 事業者名：株式会社ニコン
登録番号：T7010601026618

【正】 事業者名：株式会社ニコンビジネスサービス
登録番号：T1010701007366

※誤りのあった領収書と併せて本紙を保管いただき、消費税申告にて仕入税額控除を行っていただきますようお願い申し上げます。